

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

令和2年中、県内で発生した交通死亡事故の中で、歩行中に亡くなった方は40人で、全死者数84人の約48%を占めています。

◎歩行者（特に子供や高齢者）を見かけたら十分注意し、速度を落とすなどの思いやり運転を心掛け、特に横断歩道手前では減速や一時停止をするなど、歩行者の保護を意識しましょう。

◎運転中のスマートフォン等の使用は大変危険です。絶対にやめましょう。また、運転中にどうしてもスマートフォン等を使用しなければいけないときは、必ず安全な場所に停車してから使用するようにしましょう。

◎歩行者の方は、道路を横断するときは、必ず止まって安全を確認し、無理な横断はやめましょう。



夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

交通事故における死亡事故の半数以上が夜間に発生しています。

◎夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- ・夕暮れ時には早めにライトを点灯しましょう。
- ・走行中に対向車・先行者がいない時は、ライトを上向きで走行し、歩行者等を早めに発見できるように努めましょう。

◎歩行者等の保護など安全運転意識向上

- ・視界が悪い時間帯は日中よりもスピードが出てしまいがちです。適切な速度で走行しているか、注意しましょう。
- ・交差点では周囲の安全をしっかりと確認しましょう。



自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底



自転車は車両の仲間です。道路交通法では軽車両に位置付けられており「車のなかま」です。道路を通行するときは、交通ルールを遵守するとともに安全運転を心掛けましょう。

万が一に備えて、自転車保険に加入しましょう。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
5. 子供はヘルメットを着用

飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

「飲酒運転を絶対にしない、させない」

飲酒運転は、極めて悪質・危険な犯罪です。飲酒運転は絶対にやめましょう。



「あおり運転はやめましょう」

道路交通法違反

- ・車間距離不保持違反
- ・進路変更禁止違反
- ・急ブレーキ禁止違反等



危険運転致死罪や刑法の暴行罪に該当する場合があります。

9月の交通安全関連日

- 9月20日（月） 高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉強調日
- 9月30日（木） 交通事故死ゼロを目指す日

<事務局>

茨城県県民生活環境部生活文化課
安全なまちづくり推進室
TEL : 029-301-2842